

新監査公表第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成28年9月26日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫
 同 宮 本 裕 将
 同 水 澤 仁
 同 小 泉 伸 之

監査結果等に基づく措置

平成28年度第1期定期監査及び行政監査結果報告（平成28年7月1日新監査公表第1号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《指摘事項》 調定日及び納期限の通り処理について（文化スポーツ部文化政策課）</p> <p>新潟市民芸術文化会館において、指定管理者が自主事業でレストラン等を設置するため、平成27年度に係る行政財産使用許可申請書を平成27年3月16日に提出した。提出を受けた文化政策課は、速やかに使用許可を決定し調定を行うべきであったが、事務処理が遅延したため、行政財産使用許可書と納入通知書の発送が平成27年7月8日となった。その際に、財産条例の規定との整合性を図るため、調定の日付を平成27年4月1日に遡り、併せて納期限も5月1日としていた。本件の外にも、新潟市水族館などの文化政策課所管の施設において、同様の事例が11件あった。</p> <p>なお、新潟市民芸術文化会館については、平成26年度分の申請においても、調定等の日付の遡りはなかったが使用許可書と納入通知書の発送の遅れが見受けられた。</p> <p>調定や納入通知の事務処理においては、その性質上、著しく遅延する事態は避けるべきであり、また、納期限を遡ることは、社会通念上の信義に反し、納入通知書そのものの有効性に疑いを生じさせる行為である。</p> <p>歳入を収入するにあたっては、地方自治法第231条の規定に基づき、調定を行い、その後納入義務者に対し納入の通知をしなければならないが、納期限は金額、納入場所等とともに、納入通知における主要な構成要素であり、やむを得ず事務処理が遅れた場合であっても、実際に納入義務者が納めるところの期限を設定し、納入通知を行うべきである。</p> <p>調定日等の遡りを行うことは、自らの事務処理の遅れを糊塗し、形式的な体裁を保とうとしたものであり、納入義務者に不利益が生じる恐れがあることを考慮しておらず、不適切な事務の執行と言わざるをえない。今後は、事務処理に遅延が生じないよう、業務の実態や進捗状況を把握するとともに、コンプライアンスを徹底し、市民の信頼確保に努められたい。</p>	<p>平成27年度分および平成28年度当初に申請のあった分については、納入済みであり遡って訂正は行えないが、発生原因を究明した上で、改善のために、右記の再発防止策を実施する予定である。 （平成28年4月1日～平成28年7月20日）</p>	<p>再発防止措置として、以下の事項を実施する。 ①4月1日から使用許可が必要な行政財産については、指定管理者に3月中に使用許可申請を出してもらおう。また、引継マニュアルを作成することにより、迅速な処理を行える体制を整える。 ②指摘内容については、課内全職員に周知を行い、適正な実務処理の徹底を図る。 （平成28年6月29日～平成29年3月31日）</p>	文化スポーツ部 文化政策課
<p>【合規性】</p>	<p>平成27年度分および平成28年度当初に申請のあった分については、納入済みであり遡って訂正は行えないが、所管課においては、引継ぎマニュアルを作成することにより、適正な実務処理を行う体制を整えることを確認した。 （平成28年4月1日～平成28年7月20日）</p>	<p>本件については、財産管理事務の理解不足によるものであることから、財産事務管理者に実態を確認し、適切な処理を行うように指導する。また、全庁に対しては研修会等をとおりて財産管理事務の理解をすよう説明を行うとともに、年度末には年度初めの事務処理が遅れないよう各課に周知徹底を図り再発の防止に努める。 （平成28年4月1日～平成29年3月31日）</p>	【制度所管部署】 財務部財産活用課
<p>《指摘事項》 関係法令の不十分な確認に基づく見積合わせにより年度内に工事完了ができなかったものについて（農林水産部農業活性化研究センター）</p> <p>工事の発注に際しては、当該工事に必要な内容を記載した仕様書を作成し、これに基づき見積合わせを行うなどにより受注者の決定を行うべきところ、本件においては建築基準法上防火のために既存建物の改修が必要となることを失念しており、このことが工事発注後に判明したため、工期に大幅な遅延が生じ、年度内に工事完了ができないこととなった。</p> <p>本来、工事の年度内完了が難しいと分かった時点で、当該工事の次年度繰越に必要な手続きなど十分な検討を行う必要があったが、受注者に瑕疵がないことを理由として、次年度の一者随意契約を念頭に、受注者が負担した経費も補てんしないまま工事請負契約約款を根拠として契約の解除を行った。加えて、契約解除の際には、受注者への文書による解除通知が必要となる。その起案もすることなく、所長への口頭報告により、電話で工事契約の解除を通知していた。</p> <p>さらに翌年度、建築確認の協議後に作成した新たな仕様書に基づき受注者を決定するにあたっては、改めて見積合わせを行うことなく、前年度の受注者が建築部材の発注等を行っていたことを理由に、当初の受注者と一者随意契約を締結していた。</p> <p>本件における一連の事務処理は、契約解除の方法や一者随意契約の根拠規定の解釈を含め、契約の公正性確保の観点からは適切とは言えず、事務処理の誤りを糊塗して、形式的な体裁を保とうとしたものである。</p> <p>本来、発注者は事案に係る状況を十分に確認のうえ善後策を検討し、受注者に不利益を及ぼさないことにも配慮しながら、契約履行や予算執行のあるべき手続きを行うことにより、発注者としての責任を果たすべきであった。</p> <p>今後は、契約事務を含め、不適切な事務処理が生じないよう組織的なチェック体制を整備するとともに、コンプライアンスを徹底し、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>既に契約履行済みであり、遡っての是正は行わない。 なお、当センター職員に対し、契約事務の執行について関係法令を含め確認するよう指導するとともに、指摘事項の原因究明を行った。 （平成28年6月24日）</p>	<p>所属内でコンプライアンス研修を実施する。 契約実務各種マニュアルや関係法令について職員各自が理解し、実務能力向上を図る。 事務を執行するうえで疑義が生じた場合は、契約担当課と調整しながら決裁権者も含めて協議する。 （平成28年6月24日～平成28年9月30日）</p>	農林水産部 農業活性化 研究センター
<p>【合規性】</p>	<p>既に契約履行済みであり、遡っての是正は行わない。 契約規則及び随意契約ガイドラインについて、改めて掲示板で周知した。 （平成28年8月24日）</p>	<p>契約規則及び随意契約ガイドラインについて、改めて掲示板で周知した。 （平成28年8月24日）</p>	【制度所管部署】 財務部契約課

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>《意見》 松くい虫被害対策事業のあり方について（農林水産部水産林務課）</p> <p>本市の森林面積は、平成28年3月31日時点で5,438ヘクタールであり、そのうち保安林面積は1,090ヘクタールとなっている。本監査において、保安林における松くい虫の被害状況の推移を確認したところ、平成23年度に被害が激増し、平成24年度に減少したものの、その後再び増加し、平成27年度に減少に転じている状況が見られた。（第1図、第1表：略）</p> <p>これらの増減要因としては、ヘリコプターによる薬剤散布（以下「ヘリ散布」という。）の実施の有無が考えられる。平成22・23年度は従来実施していたヘリ散布を中止したことにより、平成23年度に大幅に増加したものと見られる。平成24年度は西区・西蒲区でヘリ散布を再開したこともあり、本市全体で被害本数は減少している。一方、その時点で北区においては被害の激化が始まっており、より予防を確実なものとするため、地上散布に替え平成25年度からヘリ散布を開始したが、すでに被害が厳しい状況にあったことからすぐには効果を得ることができず、平成25・26年度の被害拡大に繋がったものと考えられる。（第2図：略）</p> <p>さらに、被害の拡大を防ぐため、平成25年度からは補正予算も含め大幅な経費の増額を行い、ヘリ散布の継続実施をはじめ被害木の全量駆除の徹底に努めてきたことによる効果が出始め、平成27年度には被害が大幅に減少している。（第2表：略）</p> <p>所管課は松くい虫の習性や被害発生システムを新潟県の森林研究所や治山課とともに分析し、平成26年度に「新潟市松くい虫防除方針」を策定していた。策定後は、各区も含めた検討会議を開催し、この方針に基づいた対応の徹底を図っている。</p> <p>また、新潟県内の松くい虫被害が平成25年度に過去最大となったことを受け、新潟県は「松材の移動・利用に関するガイドライン」を作成し、ホームページで公表しており、市民が本市のホームページからもアクセスすることが可能となっていることを確認した。</p> <p>さらに、特に被害が大きい3区について、既に失われた海岸保安林の再生に向けた対応を確認したところ、以下のとおりであった。（第3表：略）</p> <p>現在は、松くい虫被害の拡大を防ぐため、徹底した被害木調査、予防、駆除による防除が実施されていることと併せて、土質改良の試験的実施や、被害木調査におけるドローン活用の研究など、新たな対応策が検討されている。また、既に失われた海岸保安林の再生に向けて、県の治山事業による植栽などに加えて、本市においても植栽を開始した状況にあり、これらについては環境保全の点からも一定の効果が見込まれる。</p> <p>夏季に高温少雨となった場合には、マツノサイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリの行動が活発になることなど、松くい虫の被害は気象状況の影響を受けるほか、樹木の抵抗性などの要因によるものもあると言われており、</p> <p>また、全国的には松くい虫被害は減少傾向にあるが、高緯度・高標高地域では被害が増加している傾向が見受けられる中、平成27年8月に決定された「農林水産省気候変動適応計画」では、地球温暖化のためマツノマダラカミキリの生息域が拡大し活動が活発化することにより、将来、松くい虫被害が拡大する懸念があるとして、マツノサイセンチュウに対して強い抵抗性を有する樹木の品種開発や森林被害のモニタリング実施などを、今後の取組として記載している。</p> <p>今後も継続して松くい虫の被害を防いでいくことは決して容易なことではないと思われる。海岸保安林は飛砂防止や防風のほか、自然のおもむきを保つことや保養機会の提供などまちづくりにも欠かせない機能を担うものであり、それらが大きく失われた地域もあることから、本市としても、徹底した防除を継続的に実施するほか、県や大学などの研究機関等と連携し効果的な防除に関する研究や分析を継続するとともに、地域や市民と協力しながら植栽事業を積極的に進めていくことにより、海岸保安林を守り育てる取り組みを進めていくことが重要である。</p> <p>【有効性】</p>	<p>左記意見のとおり、効果的かつ徹底した防除が実施できるよう各区担当課と連絡調整を行い、今後秋期から冬期に実施が予定される予防、駆除の内容について再確認を行った。</p> <p>また、市民、ボランティア団体と協力して行う植栽事業の実施に向けて準備作業を進めており、来年度以降も継続して県と情報共有しながら健全な保安林の維持管理を図る。 (平成28年7月20日～平成28年8月19日)</p>		農林水産部 水産林務課